

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

◆ 子供名義の預金と贈与税

Q: 子供の将来のために、子供名義で預金を積み立てておきたいと思いますが、贈与税がかかるのでしょうか。

A: 贈与税は毎年60万円の基礎控除がありますので、その範囲内で預金すれば、原則、贈与税はかかりません。

ところが、毎年60万円の範囲内で預金をしている場合でも、満期などの時に贈与税がかかってしまうことがあります。

たとえば、子供が成長して結婚するときにマイホームの資金の一部にしようと子供名義で預金しておいた場合でも、預金の事実上の所有者が親ということになれば、預金を引き出して子供名義でマイホームを買い入れた時点で子供に贈与税がかかることになります。

子供名義の預金が贈与にあたるかどうかはその実質から判断されますが、その判断基準としては、次のようなものがあげられます。

- (1) 預金通帳や証書、印鑑の管理者は誰か。
- (2) 元金や利子の処分者は誰か。
- (3) 子供が贈与を受けた認識があるか。

子供名義の預金が贈与とならないために、次のような対策をたてておくといよいでしょう。

- ① 贈与時に公証人の確定日付入りの贈与契約書を作成する。
- ② 毎年60万円を少しオーバーした金額を子供名義で預金し、贈与税の申告をして証拠を残す。
- ③ 通帳、印鑑の保管は子供がする。
- ④ 利息は子供の通帳に入金する。

